

高齢者の生活を支える公的年金



9月21日の敬老の日

は、多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者の方々に敬愛し長寿を祝う日です。

その高齢者の生活を支えているのが公的年金です。今のあなたの保険料納付が現在の高齢者、そして将来のあなた自身の年金を支えています。

日本人の平均寿命は男性が79.29歳、女性が86.05歳（平成20年厚生労働省簡易生命表の結果）で過去最高となっています。その高齢者世帯の半数以上が収入は公的年金のみと答えており、年金は老後の生活を支える大切なものとなっています。

**基礎年金には
国庫負担(国の税金)が
含まれています**

国民年金からは、老齢基礎年金のほか、障害基礎年金、遺族基礎年金が支給されますが、これらの基礎年金には国庫負担(税金)が含まれています。

この国庫負担の割合が、法律改正により、平成21年4月以後の加入期間について、これまでの3分の1から2分の1に引き上げられました。これによって、将来にわたって、国民年金が安定的に運営されることになりました。

老齢基礎年金は25年の資格期間を満たしていない方には支給されません。未納や免除に該当するのに申請をしていなければ、受給資格がなくなると老齢基礎年金に含まれる国庫負担を受ける大切な権利を失うことにつながりますのでご注意ください。

お支払いが困難な場合は免除制度が利用できるかどうかを市役所年金課へお問い合わせください。

年金の裁定請求について

年金を受け取る権利が発生する次の方には「裁定請求書」が、社会保険業務センターから送付されます。

- ① 60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権(年金を受け取る権利)が発生する方に対し、60歳に到達する3か月前に本人あてに送付されます。
- ② 65歳に老齢基礎年金、老齢厚生年金(厚生年金保険・船員保険の加入期間がある方)の受給権が発生する方に対し、65歳に到達する3か月前に本人あてに送付されます。
- ③ 特別支給の老齢厚生年金の受給権があるにもかかわらず、未だ年金の決定がされていない方に対し、65歳に到達する3か月前に本人あてに送付されます。

Q なぜ年金支給年齢の3か月前に「裁定請求書」が送られるのですか？

A 「裁定請求書」を年金支給年齢の3か月前に送付することになっているのは、年金の請求を行う方の中には、あらかじめ記録の確認が必要な方や整備がされていない方がいることから、これらの方について記録確認・整備に要する期間として、3か月程必要と考えられているからです。

(注意) 裁定請求書が届いても、手続きができるのは、誕生日の1日前からです。それより前にとられた戸籍等は無効になりますのでご注意ください。

Q 手続きはどのように行いますか？

A 1号期間のみの方(自営業者等)の受付は、市役所年金課で行います。2号期間(会社員、公務員等)のある方及び3号期間(2号被保険者に扶養されている配偶者)のある方の請求先は社会保険事務所です。※公務員期間のみの方の請求先は各共済組合です。

Q 年齢に達しているのに「裁定請求書」が送られてこない場合はどうしたらいいですか？

A 住所変更等により届かない場合は別様式の「裁定請求書」で請求が可能です。又、受給資格がないか、確認できない場合も送付されません。代わりに「年金に関するお知らせ」のしがきが届きますので、受給資格について社会保険事務所または市役所年金課へご相談ください。